

市民参加実施予定シート

予 定
令和4年4月1日時点

担当課（ 図書館 ）

1 市民参加の手續 実施予定について

| | | | |
|------|---|--------------|---|
| タイトル | 第2次子どもの読書活動推進計画策定 | 市が考える市民等への影響 | メリット 子どもの読書環境の整備・充実や読書活動の推進、読書活動に対する理解・関心の向上と普及を通じて、子どもたちの生きる力を育み、豊かな心を育てる。 |
| 正式名称 | 第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定 | | デメリット 特になし |
| 概要 | 令和3年度で計画期間満了となる「流山市子どもの読書活動推進計画」について、令和4年度より施行する「第2次流山市子どもの読書活動推進計画」の策定を行い、市内の子どもたちの読書環境を充実・整備して読書活動を推進し、また読書活動に対する理解・関心の向上と普及を行っていきます。 | | |

(1) 市民参加の対象事項について

| 市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項） | 市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定） |
|---|---------------------------------------|
| (1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更 | (1) 軽易なもの |
| (2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 | (2) 緊急に行わなければならないもの |
| (3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更 | (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの |
| (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 | 実施しない詳しい理由 |
| (5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更 | |
| 第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合 | |

(2) 市民参加の手法について

| 市民参加の方法（条例第6条第1項） | | | | |
|-------------------|------------------|-------------|---------|---|
| 実施方法 | 実施予定時期 | 参加が期待される市民等 | その他特記事項 | 左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由 |
| 生涯学習審議会 | R3.4～R3.10中で3回程度 | 審議委員 | 生涯学習審議会 | 第1次計画策定時と同様、専門的な知識をもち、また教育に携わる人物を含めた審議委員の意見をあおぐため。また、パブリックコメントにより、広く市民の意見を募るため。 |
| パブリックコメント手続 | R3.11.22～12.21 | 全市民等 | 特になし | |
| | | | | |

(3) 市民参加のスケジュール（予定）

| 令和2年度 | | 令和3年度 | | | | | | | | | | | 令和4年度 | | |
|-------|--------|----------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|---------------|----|----|-------|------|--------|
| 4～9月 | 10月～3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4～9月 | 10月～3月 |
| | | ← 生涯学習審議会（諮問・答申など） → | | | | | | | | ← パブリックコメント → | | | | | |

2 当初予定からの変更履歴

| 変更項目 | 変更日 | 変更内容・理由 | 変更項目 | 変更日 | 変更内容・理由 |
|---------------|----------------|-------------------------------------|------|-----|---------|
| 生涯学習審議会実施時期 | R3.4～R3.10 | 慎重な審議を行っていただくため、第1回・第2回・第3回の間隔を広げた。 | | | |
| パブリックコメント実施時期 | R3.11.22～12.21 | 審議会の日程を変更したため、それに合わせたスケジュールとした。 | | | |
| | | | | | |